

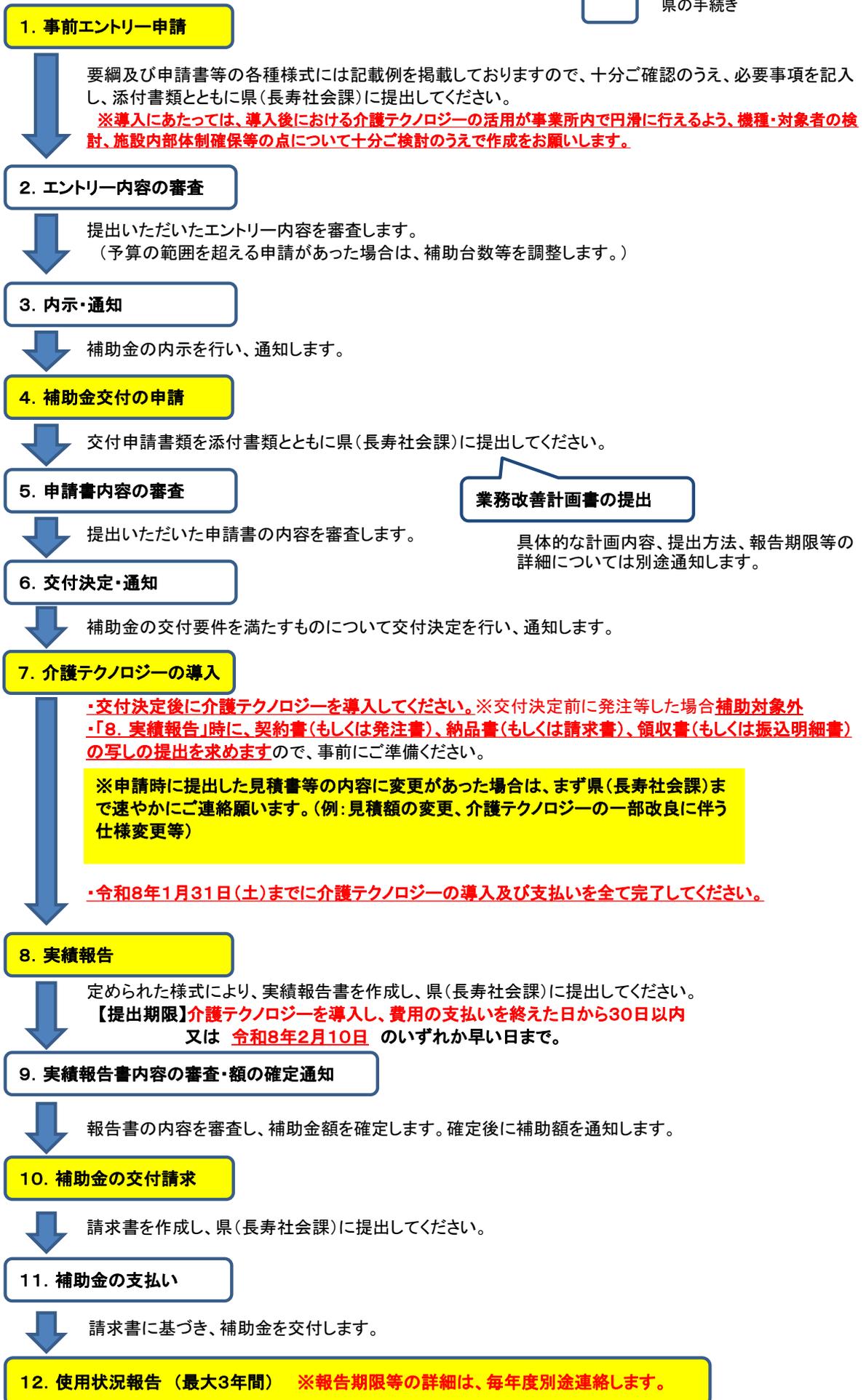
<事業の流れ>



申請者の手続き



県の手続き



※導入後、最大3年間は使用状況報告書を厚労省・県(長寿社会課)に提出する必要があります。
 (提出いただいた報告書の情報は、ホームページに掲載させていただく場合があります。)